

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 事業一覧

※総事業費については、国に提出した実施計画に記載した額（予算額）であるため、今後予定する効果検証の公表時（決算額）において変更となる場合があります。

※臨時交付金の充当額については、現在の見込額であり今後変更となる場合があります。

○令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 事業内容（R8.1.31現在） 管理

（単位：千円）

No	種類	枠	事業の名称	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費	交付金充当額	担当課	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）
1	II.物価高の克服	低所得	物価高騰対策臨時給付金 【低所得世帯支援給付・不足額給付】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 2,224世帯×30千円、子ども加算 86人×20千円、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者 2,247人（70,460千円）のうちR7計画分 事務費 6,399千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（2,224世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（2,247人）	71,299	71,299	健康福祉課	対象分野に関連しない
5	I.生活の安全保障・物価高への対応 ①食料品の物価高騰に対する特別加算	推奨事業	食料品高騰等対応ひまわりカード臨時ポイント付与事業	①物価高騰が続く中で影響を受けている全町民に対して、食料品等の支援を目的とし、循環型の電子マネー付ポイントカード（ひまわりカード）にプッシュで23,000円ポイントを付与し、消費の下支えを図る。 ②実施団体への補助金 ③令和8年度のポイント付与事業実施に向けて、周知にかかる事務費 ④全町民 ※事業費分は令和8年度実施計画に記載予定。	800	800	ふるさと振興課	食料品の物価高騰に対数特別加算
6	米国関税措置 ③消費下支え等を通じた生活者支援	推奨事業	ひまわりカード臨時チャージイベント事業	①物価高騰が続く中で影響を受けている全町民に対して、地域循環型の電子マネー付ポイントカード（ひまわりカード）に3,000円分のポイントをプッシュで付与する。これによりカードの利用を促進し、物価高の克服を図る。 ②実施団体への補助金 ③・3千円（付与ポイント）×9千人（ひまわりカード所有者）＝27,000千円 ・事務費（チラシ、ポスター印刷費等）＝300千円 ④全町民	27,300	13,069	ふるさと振興課	対象分野に関連しない
7	I.生活の安全保障・物価高への対応 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	推奨事業	障害福祉施設等物価高騰対策臨時支援事業	①物価高騰が続く中で影響を受けている障害福祉施設又は事業所へ支援を行うことで負担を軽減し、物価高の克服を図る。 ②交付金 ③サービス種別ごとに支援 支援区分 （1）入所系 [施設入所支援] 1,000千円×1件＝1,000千円 （2）その他入所系 [共同生活援助等] 50千円×7件＝350千円 （3）通所・訪問系 [就労継続支援等] 100千円×10件＝1,000千円 ④町内の障害福祉施設又は福祉サービスを運営する者	2,350	2,350	健康福祉課	障害福祉サービス事業所・施設等
8	I.生活の安全保障・物価高への対応 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	推奨事業	介護事業所物価高騰対策臨時支援事業	①物価高騰が続く中で影響を受けている介護事業所へ支援を行うことで負担を軽減し、物価高の克服を図る。 ②交付金 ③事業所種別ごとに支援金額を以下の通り設定 （1）施設入所1,000千円 6施設×1,000千円＝6,000千円 （2）共同生活介護500千円 6事業所×500千円＝3,000千円 （3）通所・小多機200千円 9事業所×200千円＝1,800千円 （4）訪問介護等要車両20千円 34車両×20千円＝680千円 ④町内の介護保険事業者	11,480	11,480	健康福祉課	介護サービス事業所・施設等

No	種類	枠	事業の名称	事業の概要 (①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) ④事業の対象 (交付対象者、対象施設等)	総事業費	交付金充当額	担当課	備考1 (重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野)
9	I. 生活の安全保障・物価高への対応 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	推奨事業	私立認定こども園物価高騰対策臨時支援事業	①物価高騰が続く中で運営に影響を受ける私立認定こども園に対し支援を行うことで、物価高の克服を図る。 ②交付金 ③1事業所あたり200千円 ④私立認定こども園 (小木・松波こども園)	400	400	健康福祉課	保育所・幼稚園・認定こども園等
10	I. 生活の安全保障・物価高への対応 ⑧農林水産業における物価高騰対策支援	推奨事業	配合飼料価格高騰対策臨時支援事業	①国際的に高騰した配合飼料価格の、高止まりが続いていることによって、畜産経営を圧迫し続けている配合飼料費に対する支援を行い、物価高の克服を図る。 ②町内に事業所を置く畜産事業者への補助金 ③国の配合飼料価格安定制度 (セーフティネット) の令和6年度契約数量に対し、2,000円/ t を支援。(1経営体上限300万円) (1) 1,500トン以上の契約事業者 (3事業者) ※上限300万円事業者 3事業者 = 9,000千円 (2) 1,500トン未満の契約事業者 (9事業者) の契約数量 2,000円×1,457トン = 2,914千円 ④国の配合飼料価格安定制度に加入する者	11,914	11,914	農林水産課	肥料等農業資材
11	I. 生活の安全保障・物価高への対応 ⑧農林水産業における物価高騰対策支援	推奨事業	漁業用燃料価格高騰対策支援事業	①物価高 (原油価格) により、経営に影響を受けた漁業者に対し、燃料費に対する支援として助成金を交付することで、物価高の克服を図る。 ②石川県漁業協同組合の組合員への補助金 ③対象数 37件 19,000千円 3,750ℓ以上～10,000ℓ未満 100千円×7件 = 700千円 10,000ℓ以上～25,000ℓ未満 300千円×17件 = 5,100千円 25,000ℓ以上～50,000ℓ未満 700千円×4件 = 2,800千円 50,000ℓ以上～100,000ℓ未満 1,000千円×2件 = 2,000千円 100,000ℓ以上 1,200千円×7件 = 8,400千円 ④・令和6年4月から令和7年3月までに使用した漁業用燃油 (A重油・軽油) の使用量合計が5,000リットル以上であること。 ・令和8年度以降も漁業を継続する意志がある者	19,000	19,000	農林水産課	農林水産・食品分野
12	I. 生活の安全保障・物価高への対応 ④消費下支え等を通じた生活者支援	推奨事業	水道事業会計繰出・補助	①物価高騰の影響を受ける町民の、水道基本料金を無償化することで、家計への負担の軽減を図る。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金(基本料金及びメーター使用料)の免除に係る費用 ③対象 30mm (2,230円×54件×1カ月 = 120,420円) 40mm (2,430円×58件×1カ月 = 140,940円) 50mm (2,830円×42件×1カ月 = 118,860円) 75mm (3,480円×16件×1カ月 = 55,680円) ④町内水道加入世帯や事業者 (公用施設を除く。) ※口径30ミリ未満の契約者は県が支援するため、県支援の対象外となる口径30ミリ以上の契約者を町が支援するもの。	436	436	建設水道課	対象分野に関連しない

No	種類	枠	事業の名称	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費	交付金充当額	担当課	備考1 (重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野)
13	1. 生活の安全保障・物価高への対応 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	推奨事業	物価高騰対応学校給食無償化事業	<p>①物価高騰の影響で、これまでと同水準の学校給食を用意するのに約1.12倍（前年4月比）の賄材料費が掛かっており、本来であれば、受益者負担の観点から保護者が負担する給食費を増額しなければならない。しかしながら、物価高騰に苦しむ子育て世帯への影響を鑑み、給食費を増額することは適策でないと判断し、当町では逆に、③積算のとおり無償化することとした。この間接的経済支援により、令和7年度全額補助（無償化）対象の小学生の場合、年間64,000円の負担軽減となり、生活の安定に寄与することを期する。</p> <p>②補助金（賄材料費） ※教職員・調理場職員の検食分は実費相当額を徴収するため、交付金の充当対象外とする</p> <p>③積算 (1) 令和7年4月～令和7年8月【一部無償化】 8,005,200円 能登町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者 1人目 【約3割補助】 小学校：120円×70食×191人 中学校：130円×70食×192人 2人目以降【全額補助】 小学校：320円×70食×184人 中学校：380円×70食×20人 (2) 令和7年9月～令和8年3月【完全無償化】 26,072,800円 能登町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、能登町に住所を有する保護者 小学校：320円×130食×375人 中学校：380円×130食×212人</p> <p>④対象 能登町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者 能登町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、能登町に住所を有する保護者。町長が特に認める児童生徒（町外の特別支援学校など）</p>	34,078	4,076	教育委員会事務局	給食
合 計					179,057	134,824		